

債権法改正要綱案に対する会長声明

平成27年3月20日
群馬弁護士会 会長 足立進

法制審議会民法（債権関係）部会第99回会議（平成27年2月10日開催）において「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定された（以下「要綱案」という。）。これについて、さらに検討すべき課題が複数あるところではあるが、そのなかでも特に国民生活を安定させるために必要な基本的民事ルールに関する再検討を求めて、下記の通り声明を発する。

記

第1 保証人保護のための規定をさらに明確に規定すべきこと

1 要綱案における保証人保護規定

要綱案では、保証人保護の方策の拡充が明記され、個人保証の制限、契約締結時の情報提供義務、保証人の請求による主たる債務の履行状況に関する情報提供義務、主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務についての規定がある。

これまで、個人保証が原因となって、多重債務や自殺などを惹起してきた現実を踏まえ、民法改正において保証人保護の方策の拡充が図られようとしている点は高く評価をすることができる。

もっとも、保証人保護の拡充という観点からは、なお不十分である次の点について、さらに検討を進め、明文化すべきである。

2 個人保証の例外はより厳格に制限すべきこと

要綱案では、いわゆる「経営者保証」等以外の第三者による個人保証については、事前に公正証書を作成することにより引き続き可能とされている。つまり、個人保証の制限の例外が広範に認められているのであって、第三者の個人保証をめぐる被害を予防するには不十分である。

そもそも金融庁は、監督指針において、金融機関に対し第三者個人保証の原則禁止を求めており、現在、第三者個人保証を徴求しない実務が広がっている。個人保証に依存しない融資慣行の確立は、多重債務・破産・自殺などの「保証被害」を防ぐとともに、中小事業者の再チャレンジを阻害しないための成長戦略にも位置づけられる大切な視点である。これと逆行する保証制限の広範な例外規定は問題である。

また、要綱案では、事業に従事する者の配偶者保証について、公正証書の作成すら不要としている。しかし、配偶者保証は、情宜的な保証の典型例で

あり、事業に従事していることのみをもって制限無く保証を許容することは問題である。

また、公正証書作成による保証を許容する建て付けは、保証契約の締結そのものも公正証書により併せて行われることで、結果として保証被害を誘発しかねない懸念がある。すなわち、保証人について「執行認諾公正証書」が作成されることとなり、訴訟手続を経るまでもなく突然、自宅・給料・生命保険などを差し押さえられる危険が生じ得るのである。この観点からは、公正証書による例外は、個人保証の単なる「骨抜き」であるだけでなく、むしろ「有害」であるとの指摘もできる。

ところで日本弁護士会連合会は、2014年（平成26年）2月20日付けで「保証人保護の方策の拡充に関する意見書」を公表し、第三者保証の原則禁止を求めるとともに、公正証書作成による例外は、創業時の融資に限定して容認する案を提示している。国会としても、個人保証の例外はより厳格に制限する方向で議論すべきであるとの考えから、国会における今後の民法改正議論において、再検討が行われるよう求める。

3 保証人の責任制限規定を創設すべきこと

要綱案で示された保証人保護に関する規定は、いずれも重要な改正であるが、更に保証人保護を拡充するためには、実際に保証債務の履行を請求された際に、保証人の財産をいかなる範囲で保証人のもとの留め置くことが可能となるのが、最終的な保証人保護の観点からは重要である。

この点、法制審議会民法（債権関係）部会の第88回会議で「保証人（法人を除く。）の責任の制限、特に、保証人の責任を保証人が責任を減縮する請求をした時点で保証人が有していた財産（自由財産及び差押禁止財産を除く。）の額の限度とする制度を設けること」が検討課題とされていたものの、未だ議論が不十分であるとして、要綱案では取り上げられなかった。

しかし、保証の情誼性に照らせば、説明義務を尽くされても保証を拒めずに契約に応じる事態に備えて責任制限規定を明確にしない限り、後に経済的破綻に追い込まれてしまう保証人を救済することができない。従って、保証人保護の方策として、保証人の責任を制限する規制を設けるべきである。

この点、第186回国会において「株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律」が可決される際に、衆参両議院において「個人保証に依存しない融資を確立するべく、民法（債権法）その他の関連する各種の法改正等の場面においても「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を十分踏まえるよう努めること」と附帯決議がなされ、同ガイドラインでは、「多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に

一定の生活費等(従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円)を残すこと」や「保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること」として、保証人の責任制限が盛り込まれている。

しかし、要綱案では、前記附帯決議が尊重されず、上記経営者保証ガイドラインの枠組みが取り入れられなかったばかりか、保証人の責任制限規定そのものが規定されていない。

したがって、国会における今後の民法改正議論において、保証人責任制限規定を立法する方向での再検討が行われるよう求める。

第2 現代的暴利行為に関する規定を明確に規定すべきこと

要綱案では、暴利行為規定の制定そのものが見送られている。

しかし、平成26年2月26日に決定した「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」では、公序良俗規定(民法90条)の具体化として「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をすることが合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする」との規定(いわゆる暴利行為規定)の制定が提言され、その後も暴利行為規定の制定に向けた議論がなされていたところである。

このように、公序良俗規定の具体化として新たな準則(いわゆる現代的暴利行為規定)を明示することで、種々の要素を取り込んだ総合的な判断や社会の変化に伴った柔軟な対応が可能となり、また、高齢者等の社会的弱者が安心して暮らしていける国家社会を実現するためには、かかる不当勧誘行為による被害を救済し、かつ、新たな取引被害の発生を抑制することができる基本的民事ルールを、民法において明文で制定しておくことが必要不可欠である。

日本弁護士会連合会においても、2012年(平成24年)3月15日付け「民法(債権関係)改正に関する意見書」や、2013年(平成25年)6月20日付け「『民法(債権関係)の改正に関する中間試案』に対する意見書」において、暴利行為規定の立法に賛成する意見を表明してきたところであり、当会としても、国会における今後の民法改正議論において、民法に現代的暴利行為規定を立法する方向での再検討が行われるよう求めるものである。

以 上